

連携型データプラットフォームの今後の進め方

令和3年11月15日

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局



連携型データPFの今後の進め方

1) デジタル社会の実現に向けた重点計画

「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月に閣議決定）」の「3. 包括的データ戦略」において、プラットフォームの整備に重点的に取り組むべき分野と、2025年までの実装を目指すことが示されている。

3. 包括的データ戦略

包括的データ戦略の概要

■ 昨年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略の アーキテクチャ

戦略・政策

組織

ルール

連携基盤 (ツール)

データ

利活用環境

インフラ

第一次とりまとめ

データ戦略の理念と
データ活用の原則の提唱

社会実装・業務改革
デジタルツインの視点で
ビジネスプロセスの見直し

トラストの枠組み整備
トラストの要素（意思表示の証明、
発行元証明、存在証明）を整理

プラットフォームの整備

分野共通ルールの整理
分野毎のプラットフォームにおける
検討すべき項目の洗い出し
(官民検討の場、ルール、ツール等)

ベース・レジストリの整備
オープンデータ
データマネジメント

引き続き検討すべき事項

データ利活用の環境整備
民間保有データの
活用の在り方
人材／国際連携／インフラ

包括的データ戦略 検討項目

・データ活用原則

(①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する)

・行政におけるデータ行動原則の構築

①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用

・プラットフォームとしての行政が持つべき機能

・デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映

・トラスト基盤の構築（認定スキームの創設）

【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】

・トラスト基盤構築に向けた論点整理

(トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認、等)

・データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発

・データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルールの整理

(意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入／ログイン防止 等)

【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】

・重点的に取り組むべき分野(健康・医療・介護、教育、防災等)のプラットフォーム構築

【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年までに実装を目指す】

・データ取引市場のコンセプトの提示

・ベース・レジストリの指定（法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等）

・ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討

【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】

・データマネジメントの強化／オープンデータの推進

デジタルインフラ ・通信インフラ（Beyond 5G）（2025年大阪・関西万博にて成果提示）、計算インフラ（富岳等コンピューティングリソースの民間利用）、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備

人材・組織 ・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置

セキュリティ ・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築

国際展開 ・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進

(貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ)

・G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】

デジタル社会の実現に向けた重点計画 ＜概要＞

令和3年6月

プラットフォームの
整備

連携型データPFの今後の進め方

1) デジタル社会の実現に向けた重点計画

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が、令和3年6月に閣議決定されており、インフラ分野は、準公共分野の一つとして「重点的に取り組むべき分野」として位置づけられている。

2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現

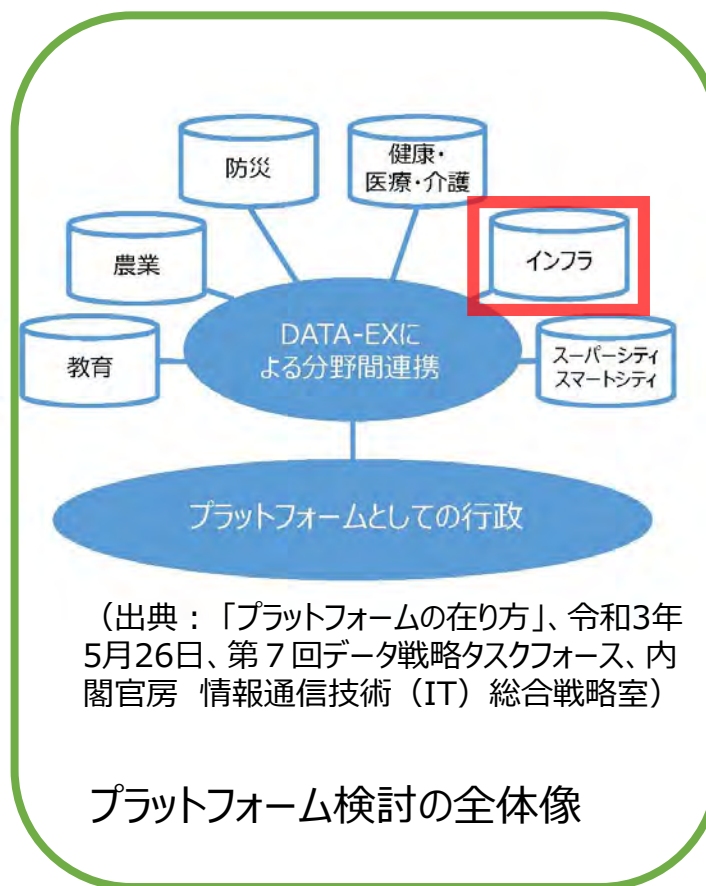
<準公共・民間分野>

- R3年度中に、①社会課題の抽出や実現すべきサービスの設定、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組を一気通貫で支援するためのプログラムの創設について検討する。

(デジタル庁が分野ごとに関係府省庁や関係機関等を含め推進体制を整備した上で、各分野におけるデジタル化を推進していく仕組みとなるよう検討)

■ 準公共分野

健康・医療・介護	● PHRの推進 (生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み)、 最適なサービス選択のための情報連携 、 レセプト情報の活用 を図るほか、 オンライン診療 、 効果的・着実なワクチン接種 を推進する。
教育	● GIGAスクール構想 による1人1台端末環境を前提として、下記を「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進。 ① 教育現場における日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用 (教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けたロードマップの提示、児童生徒一人一人のIDについてマイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサルIDや認証基盤の在り方の検討等) ② 教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用 (情報システムへの対応方策や課題の整理、政策や実践の改善に資するエビデンスのプラットフォーム構築に向けた検討等)
防災	● 災害発生時に、官民の様々な組織が 統一的な状況把握 のもとで的確に対応するため、 SIP4D について、システムの役割や在り方を再度整理するとともに、避難から救援、復興支援に至るまで、組織を超えて関連情報を一元的に入手・管理し、 データ連携を実現するためのプラットフォーム を構築するなど、情報システムを平時から稼働させることも目指し、運用の定着化を図る。
モビリティ	● 2030年に向けて、モビリティサービスと自動運転技術を融合させるべく、官民のモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームを構築する。また、「3次元空間ID」の整備について検討し、実空間に関する多様なデータ連携を推進。
農業・水産業 (スマートフードチェーン)	● 農業データ連携基盤(WAGRI) について、ニーズやデータ活用状況等の分析を行った上で、スマートフードチェーンなどの隣接領域との連携を検討。水産分野でもデータ利活用を推進するための環境整備を継続。 ● 農林水産省における 共通申請サービス(eMAFF) の構築等に取り組む。
港湾 (港湾物流分野)	● AI技術等を活用して我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、国際的なサプライチェーンの効率化等を図る観点から、 港湾関連データ連携基盤「サイバーポート」 の整備等を進める。
インフラ	● 「国土交通データプラットフォーム」を中心に、関係府省庁、自治体、民間事業者が保有する インフラデータを連携させるデータ連携基盤(「連携型インフラデータプラットフォーム」) の構築を進める。



(出典:「プラットフォームの在り方」、令和3年5月26日、第7回データ戦略タスクフォース、内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室)

プラットフォーム検討の全体像

2) インフラデータプラットフォームの目指す方向性

インフラデータプラットフォームについては、内閣官房のデータ戦略タスクフォースの第7回会議資料「プラットフォームの在り方」において、目指すべき方向性と効果、検討の主な論点、基本コンセプトが示されている。

インフラデータプラットフォームの目指すべき方向性と効果（課題、方向性、効果）

インフラデータプラットフォームにおける課題

インフラ分野においては、現状各インフラ管理者のインフラデータについて個別のデータベースが構築されつつあり、連携も限定的であるため、国土強靱化や民間ビジネスの創出に向けたインフラデータの活用のためのインフラプラットフォームの環境を整備する必要がある。

プラットフォーム検討の方向性

インフラ分野の分散型連携データプラットフォームを構築する。そのため、インフラデータの連携のためのAPI等を整備するとともに、データ取扱いルールを整備する。（データ交換のための標準化、品質の考え方等）また、モデル事業によるユースケースを検証する。さらに、インフラ分野における効率的なデータ検索に必要なメタデータを使ったデータカタログの整備、共通語彙基盤の整備を行う。これらについては、内閣府が設置する「データ連携検討会」において、インフラ分野において先行的に構築が進められている「国土交通データプラットフォーム」における取組みをインフラ分野全体に展開するべく検討を進める。

想定効果

インフラに係る多様なデータが連携可能となることから、①広範囲のデータの検索・抽出・比較、②分析精度の向上、③効果的な施策の推進やイノベーションの促進等、が期待される。→インフラの老朽化や、頻発化・激甚化する自然災害などに対する、リスクの分析・検討の多様化等により、更なる国民・社会の安全・安心の確保に寄与。

検討の主な論点

論点1：ルール・ツールの整備

- データルールの具体化、分野特有ツールの明確化・整備を行い、インフラデータ連携ガイドライン(案)を作成。

論点2：モデル事業によるユースケース検証

- APIを用いたデータ連携を実際に行い、ユースケースを自ら創出し、検証。
- インフラデータ連携ガイドライン(案)にフィードバック。

分散型連携インフラプラットフォーム基本コンセプト（案）

分散型連携インフラデータプラットフォーム ＝インフラ分野におけるプラットフォーム群

「環境」としてのプラットフォームであり、システム上は、あくまで分野間データ連携の一部

